(d)「税関当局」とは、第四・一条（定義）(a)に定義する税関当局をいう。

(e)「ＦＯＢ価額」とは、産品の本船渡しの価額をいい、外国に向けた最終的な船積みを行う港又は場所までの輸送（輸送の方法を問わない。）のために要する運賃を含む。

(f)「代替性のある産品又は材料」とは、商取引において相互に交換することが可能な産品又は材料であって、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(g)「一般的に認められている会計原則」とは、収益、経費、費用、資産及び負債の記録、情報の開示並びに財務書類の作成に関して、締約国において一般的に認められ、又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの原則には、一般的に適用される概括的な指針並びに詳細な基準、慣行及び手続を含む。

(h)「産品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。

(i)「発給機関」とは、締約国がこの章の規定に従い、原産地証明書を発給するために指定し、又は権限を与え、他の締約国に通報する機関をいう。

(j)「材料」とは、他の産品の生産において使用される産品をいう。

(k)「非原産品」又は「非原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされない産品又は材料をいう。

(l)「原産品」又は「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる産品又は材料をいう。

(m)「生産者」とは、産品の生産を行う者をいう。

(n)「生産」とは、産品を得る方法をいい、栽培、採掘、収穫、飼養、成育、繁殖、抽出、採集、収集、捕獲、漁ろう、養殖、わなかけ、狩猟、製造、生産、加工及び組立てを含む。

第三・二条　原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に定める他の全ての関連する要件を満たすものは、原産品として取り扱う。

(a) 一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条（完全に得られ、又は生産される産品）に定めるもの

(b) 一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される産品

(c) 一の締約国において非原産材料を使用して生産される産品であって、附属書三Ａ（品目別規則）に定める関連する要件を満たすもの

第三・三条　完全に得られ、又は生産される産品

前条（原産品）の規定の適用上、次に掲げる産品は、一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

(a) 当該一の締約国において栽培され、及び収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品（果実、花、野菜、樹木、海草、菌類及び生きている植物を含む。）

(b) 生きている動物であって、当該一の締約国において生まれ、かつ、成育されたもの

(c) 当該一の締約国において成育されたものから得られる産品

(d) 当該一の締約国において行われる狩猟、わなかけ、漁ろう、飼養、養殖、採集又は捕獲により得られる産品

(e) 当該一の締約国の土壌、水域、海底又はその下から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

(f) 全ての締約国及び非締約国の領海の外側にある海、海底又はその下から、国際法に基づき、当該一の締約国の船舶（注1）により得られる水産物その他の海洋生物及び当該一の締約国又は当該一の締約国の者により得られるその他の産品。ただし、いずれかの締約国又は非締約国の排他的経済水域から得られる水産物その他の海洋生物については、当該一の締約国又は当該一の締約国の者が国際法に基づき当該排他的経済水域を開発する権利（注2）を有することを条件とし、また、その他の産品については、当該一の締約国又は当該一の締約国の者が国際法に基づき当該海底及びその下を開発する権利を有することを条件とする。

注1　この条の規定の適用上、「当該一の締約国の工船」又は「当該一の締約国の船舶」とは、それぞれ、次の(a)及び(b)の要件を満たす工船又は船舶をいう。

(a) 当該一の締約国において登録されていること。

(b) 当該一の締約国を旗国とすること。

この注1の第一文の規定にかかわらず、オーストラリアの排他的経済水域内で操業している工船又は船舶であって、漁業管理法（千九百九十一年）（連邦）（随時行われる改正を含む。）又は同法を承継する法令に規定する「オーストラリアの船舶」の定義を満たすものは、それぞれオーストラリアの工船又はオーストラリアの船舶とみなす。当該工船又は船舶がオーストラリアの排他的経済水域の外側で操業している場合には、この注1の(a)及び(b)に定める要件を適用する。

注2　水産物その他の海洋生物が原産品であるかどうかを決定するに当たり、この(f)に規定する「開発する権利」には、締約国と沿岸国との間で締結された協定又は取決めから生ずる当該沿岸国の漁業資源を利用する権利を含む。

(g) 公海から国際法に基づき当該一の締約国の船舶により得られる水産物その他の海洋生物

(h) 当該一の締約国の工船の船上において、(f)又は(g)に規定する産品のみから加工され、又は製造される産品

(i) 次のいずれかの産品

(i) 当該一の締約国における生産又は消費から生ずる廃品又はくずであって、処分、原材料の回収又は再利用にのみ適するもの

(ii) 当該一の締約国において収集される使用済みの産品であって、処分、原材料の回収又は再利用にのみ適するもの

(j) 当該一の締約国において専ら(a)から(i)までに規定する産品又はこれらの派生物から得られ、又は生産される産品

第三・四条　累積

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、第三・二条（原産品）に定める原産品の要件を満たす産品又は材料であって、他の締約国において他の産品又は材料の生産において材料として使用されるものについては、完成した産品又は材料のための作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料とみなす。

2　締約国は、この協定が全ての署名国について効力を生ずる日に、この条の規定の見直しを開始する。この見直しにおいては、いずれかの締約国において産品について行われる全ての生産行為及び付加される全ての価値に1の累積の適用を拡張することを検討する。締約国は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、見直しの開始の日から五年以内に当該見直しを終了する。

第三・五条　域内原産割合の算定

1　附属書三Ａ（品目別規則）に定める産品の域内原産割合については、次のいずれかの計算式により算定する。

(a) 間接方式又は控除方式

$$RVC=\frac{FOB-VNM}{FOB}\times 100$$

(b) 直接方式又は積上げ方式

$$RVC=\frac{VOM+直接労務費+直接経費+利益+他の費用}{FOB}\times 100$$

この場合において、

「ＲＶＣ」とは、百分率で表示される産品の域内原産割合をいう。

「ＦＯＢ」とは、第三・一条（定義）(e)に定義するＦＯＢ価額をいう。

「ＶＯＭ」とは、産品の生産者により取得され、又は自ら生産され、かつ、産品の生産において使用される原産品である材料、部品又は生産物の価額をいう。

「ＶＮＭ」とは、産品の生産において使用される非原産材料の価額をいう。

「直接労務費」には、賃金、報酬その他の被用者給付を含む。

「直接経費」とは、経費の総額をいう。